

【貨物】行政処分状況（令和2年12月分）

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和2年12月16日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	株式会社友羽プラン 代表者 宮城導 (法人番号1360001023467) 沖縄県うるま市字大田718-1
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県うるま市字大田718-1
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の使用停止（40日車）、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和2年10月8日、適性化実施機関が行った巡回指導の評価結果を勘案し監査実施。5件の違反が認められた。 (1)自動車車庫の収容能力違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号) (2)点呼の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項) (3)運転者台帳の記載事項等の不備(安全規則第9条の5第1項) (4)運転者に対する指導及び監督違反(安全規則第10条第1項) (5)初任運転者、高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 4点 (当該営業所) 4点

トラック

(1) 行政処分又は命令の年月日	令和2年12月21日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社山入端運送 代表者 謝花良貞 (法人番号4360002019800) 沖縄県名護市山入端841
(3) 当該行政処分又は命令に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 沖縄県名護市山入端841
(4) 行政処分又は命令の内容	輸送施設の停止（130日車）、文書警告
(5) 主な違反条項	貨物自動車運送事業法第9条第1項
(6) 監査実施の端緒及び違反行為の概要	令和2年11月10日、監査方針に基づいて監査実施。9件の違反が認められた。 (1)事業計画変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号) (2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項) (3)定期点検整備等の未実施(安全規則第3条の2) (4)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項) (5)点呼記録の不実記載(安全規則第7条第5項) (6)事故の記録義務違反(安全規則第9条の2) (7)初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導の実施義務違反(安全規則第10条第2項) (8)初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項) (9)事故報告書の届出違反(貨物自動車運送事業法第24条)
(7) 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数及び事業者の累積点数	(事業者) 13点 (当該営業所) 13点